

職業訓練指導員免許の取得方法について

職業訓練指導員免許の未取得者で、一定の資格、実務経験がある場合は、次のような手続きを経ることで、新たに職業訓練指導員免許を取得することができます。

(1) 職業訓練指導員試験を受験する場合 ※愛媛県の採用試験ではありません。

都道府県の実施する職業訓練指導員試験を受験し、合格した後、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する(注)。

(注) 職業訓練指導員試験は実技試験及び学科試験(関連学科及び指導方法)から成ります。メカトロニクス科又は染色科の免許職種(以下「免許職種」という。)に関しては、1級の技能検定(メカトロニクス科は電気機器組立て職種、染色科は染色職種が該当。以下同じ。)に合格した者は職業訓練指導員試験のうち実技試験及び学科試験のうち関連学科、2級の技能検定に合格した者は実技試験の免除を受けることができます。

なお、愛媛県では免許職種に関する職業訓練指導員試験の実施予定はありませんが、実技試験及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる場合、学科試験のうち指導方法のみの受験が可能です。愛媛県の職業訓練指導員試験は令和元年9月頃の実施を予定しています。

(2) 職業訓練指導員講習(48時間講習)を受講する場合

別途実施される職業訓練指導員講習(48時間講習)を受講し、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する。

【48時間講習の受講資格者の例】

- ①免許職種に関する1級又は単一等級の技能検定に合格した者
- ②大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務経験(注)を有する者
- ③短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年以上の実務経験(注)を有する者
- ④高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し7年以上の実務経験(注)を有する者
- ⑤普通課程の普通職業訓練において免許職種に相当する普通課程修了者で、その後当該免許職種に関し7年以上(技能照査合格者は6年以上)の実務経験(注)を有する者

(注) 実務経験年数は免許職種に関する実務経験に限ります。

(3) 実業系教科の高等学校教員免許を有する場合

大学等で免許職種に関する学科を修めた者で、実業系教科についての高等学校の教員の普通免許状を有する者が、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する。